

介護保険

福祉用具購入費の支給申請をされる方へ

要介護（要支援）被保険者の介護のために福祉用具を購入した場合は、申請により、その費用の一部について支給を受けることができます。

ただし、福祉用具購入費の支給を受けるには、次の要件を満たしていなければなりません。

【支給要件】

- ① 要介護（要支援）被保険者の日常生活の自立を助けるために、福祉用具が必要であること。
- ② 福祉用具の種類が、別表に該当する種類であること。

福祉用具購入の際の販売店は都道府県知事の指定を受けていることが必要となります。指定を受けていない販売店で購入した場合、介護保険が適用されませんので注意して下さい。

福祉用具購入費の支給限度額は、1年間（4月1日～翌年3月31日）で10万円です。1割または2割が利用者負担となりますので、実際に支給が受けられる額は、最大で9万円または8万円です。

既に福祉用具購入費の支給を受けている場合、支給を受けた福祉用具と同じ種類の用具を同一年内（4月1日～翌年3月31日）に再度購入した場合は、その福祉用具について、再度福祉用具購入費の支給を受けることはできません。

ただし、その福祉用具を破損した場合や、認定を受けている要介護状態が著しく高くなった場合は、支給限度額の範囲内で再度支給することができます。

【購入費の支給】

- ①受領委任払いの場合：購入費用の1割または2割を販売業者にお支払ください。
- ②償還払いの場合：最初に全額を販売業者にお支払ください。
申請があった翌月末に購入費用の9割分または8割分を銀行口座に振り込みします。

福祉用具購入費の申請について

【必要書類】

- ① 「介護保険居宅介護（支援）福祉用具購入費支給申請書」（償還払いの場合）
「介護保険福祉用具購入費受領委任払い支給申請書」（受領委任払いの場合）
- ② 「領収証」
※ 複数の福祉用具を購入した場合は、支給申請に係る福祉用具の購入費用がわかるような明細が必要になります。
- ③ 購入した福祉用具のパフレット等（コピー可）
購入した福祉用具が、購入費支給の対象となることがわかる書面であること。
製造または販売業者で作成したパフレットなど。
- ④ 販売計画書（写し）（受領委任払いの場合）
- ⑤ 「被保険者証」

申請窓口・問い合わせ先
鎌ヶ谷市高齢者支援課介護保険係
電話047-445-1141(代)
(内線) 723・744

注 意

福祉用具については、購入費として支給を受けることができる種類の用具の他に、居宅介護（要支援）サービスとして貸与のサービスを受けることができるものもあります。福祉用具貸与サービスの対象となる用具についても、下記のとおり種類が定められています。福祉用具購入費及び福祉用具貸与サービスの対象となっていない用具については、介護保険による保険給付は行われません。

※福祉用具貸与サービスの対象となる用具の種類

「車いす」「車いす付属品」「特殊寝台」「特殊寝台付属品」「床ずれ防止用具」「体位変換器」「手すり」「スロープ」「歩行器」「歩行補助つえ」
「認知症老人徘徊感知機器」「移動用リフト」

別表 福祉用具購入費の支給対象となる福祉用具の種類

種 類	福祉用具の詳細
<p>腰掛便座 (1)～(4)の いずれか</p>	<p>(1)和式便器の上に置いて腰掛式に変換するもの (2)洋式便器の上に置いて高さを補うもの (3)電動式又はスプリング式で便座から立ち上がる際に補助できる機能を有しているもの (4)便座、バケツ等からなり移動可能である便器（居室において利用できるものに限る）</p>
<p>特殊尿器</p>	<p>尿が自動的に吸引されるもので、要介護（支援）者本人または、介護を行う者が簡単に使用できるもの</p>
<p>入浴補助用具 (1)～(6)の いずれか</p>	<p>(1)入浴用いす…座面の高さが概ね35cm以上のもの又はリクライニング機能を有するもの (2)浴槽用手すり…浴槽の縁を挟み込んで固定することができるもの (3)浴槽内いす…浴槽内に置いて利用できるもの (4)入浴台…浴槽の縁にかけて浴槽への出入りを簡単にするもの (5)浴室内すのこ…浴室内に置いて浴室の床の段差を解消するもの (6)浴槽内すのこ…浴槽の中に置いて浴槽の底面の高さを補うもの</p>
<p>簡易浴槽</p>	<p>次の条件を満たすものであること ① 空気式又は折りたたみ式等で、簡単に移動ができ、居室においても入浴が可能なもの（硬質の材質であっても、使用しないときに立て掛ける等により収納できれば可） ② 取水や排水のための工事を伴わないもの</p>
<p>移動用リフト のつり具部分</p>	<p>身体に適合するもので、移動用リフトに連結できるものであること</p>